

定 款

一般社団法人 オーガニックパパユニティ

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 オーガニックパパコミュニティと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福岡県筑紫野市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、障害者に適した職種開拓のための調査研究活動や障害者の就労支援及びその実践活動を展開し、障害者の職業的、社会的自立を促進すること、また、障害者福祉に関する個人、団体及び行政機関等とのネットワークを構築し、情報の共有、連携及び啓発活動を行うと共に障害福祉サービス事業等を行い、障害者福祉の増進に寄与すること並びにこれらを通じて障害者に対する理解を深め、もって豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条
1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく障害福祉サービス事業及び相談支援事業
 2. 障害者の雇用促進を図るための調査研究及び相談支援事業
 3. 障害者の職域拡大を図るための職種開拓事業、助成事業及び職種開拓育成事業
 4. 障害者の就労の場の確保及び職域拡大を図るための受託事業
 5. 職場適応援助者による支援事業等就労支援事業
 6. 障害者就業・生活支援センター運営事業
 7. 障害者の就労の場を確保するための喫茶店、飲食店の運営事業
 8. 障害者の就労の場を確保するための食品加工及び物品販売事業
 9. 障害者の就労の場を確保するための農業
 10. 障害者の就労の場を確保するための農家民宿運営事業

1 1. 障害者の就労の場を確保するためのカルチャースクールの運営

1 2. 前記各号に附帯関連する一切の事業

(公 告)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 社 員

(入 社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
2. 除名されたとき。
3. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第 8 条 社員はいつでも退社することができる。

第 3 章 社 員 総 会

(開 催)

第 9 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第 10 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議 長)

第 11 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(決議の方法)

第 1 2 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議 決 権)

第 1 3 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議 事 録)

第 1 4 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(員 数)

第 1 5 条 当法人に理事 5 名以内を置く。

2 理事 2 名以上ある時は、理事の互選をもって代表理事を選定する。

3 理事 1 名の時は、当該理事を代表理事とする。

(任 期)

第 1 6 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(職務及び権限)

第 1 7 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報 酬)

第 1 8 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(事業年度)

第 19 条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第 20 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年7月31日までとする。

(設立時の役員)

第 21 条 当法人の設立時理事は次のとおりとする。

福岡県筑紫野市大字永岡243番地3
設立時理事 八 尋 健 次
福岡県筑紫野市大字永岡243番地3
設立時代表理事 八 尋 健 次

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 22 条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりである。

福岡県朝倉郡筑前町四三嶋906番地3
設立時社員 木 村 耕 平
福岡県朝倉郡筑前町高田904番地
設立時社員 藤 井 良 重

(法令の準拠)

第 23 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 オーガニックパパコミュニティ設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 安 田 博 明は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成27年3月7日

設立時社員 木 村 耕 平

設立時社員 藤 井 良 重

上記設立時社員の定款作成代理人
福岡市中央区舞鶴三丁目1番18号
司法書士 安 田 博 明

同一の情報の提供

提供の日付： 2015年 3月 13日

公証人： 池 谷 泉



所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

請求対象の登簿管理番号： 15-2901001802002089

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2015年 3月 13日

請求対象の処理公証人： 池 谷 泉

所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。